

■ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関するQ & A

令和5年度版

1. 補助対象について

No.	質問	回答
1	保育施設を利用しているが、申請できるか。	認可保育所等・認定こども園・幼稚園・認証保育所に入園されている方は補助の対象外となります。 保育料に対する補助金（認証保育所等保護者補助金や施設等利用給付）の交付を受けていない場合に限り、認証保育所以外の認可外保育施設に入園している方も補助の対象となります。
2	共同保育とは何か。	ベビーシッターと保護者が児童と一緒に保育しながら、子育ての相談に乗る等、子育ての不安解消を図るものです。
3	共同保育で補助対象となるのはどのような場合か。	①1人のベビーシッターが1人の助成対象児童と契約した場合は、1人分の保育料が助成対象となります。 ②1人のベビーシッターが2人の助成対象児童と契約した場合は、2人分の保育料が助成対象となります。 ※共同保育は、事業者ごとに契約形態が異なるため、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。 【必要書類】 ・ベビーシッターと保護者が共同保育をしたことがわかる資料 ・児童ごとの利用時間 ・保育料がわかる領収書
4	保護者不在時、ベビーシッター1人が助成対象児童2人の保育をする場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。助成対象2人の場合は、ベビーシッターが2人いる場合に補助対象となります。
5	自宅以外の場所での保育は、補助の対象となるか。	児童館、子育てひろば等場所は問わず、ベビーシッターが継続して保育している状態であれば助成対象となります。
6	今年度中に出生した子どもは、何時間利用できるか。	出生してから令和6年3月31日までの間に144時間（多胎児288時間）の利用が可能です。

7	利用できる時間帯は。	24時間365日利用可能です。
8	利用時間数が上限に満たない場合、次の年度に繰り越すことができるか。	年度ごとの上限時間となりますので、繰り越すことはできません。
9	前、都内の自治体で東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を利用していた。中野区に転入してきた場合、144時間利用することはできるか。	都内からの転入で、以前の自治体でこの事業を利用していた場合、通算での年間利用時間数が144時間となります。
10	利用時点では中野区に住民票があったが、申請期間には区外へ転居している場合、申請は可能か。	<u>利用日時点で中野区に住民票がある場合は補助対象となるため、申請いただくことが可能です。</u>

2. 利用要件について

No.	質問	回答
1	日常生活上突発的な事情等とは何か。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加等幅広い理由が対象となります。

3. 補助金額について

No.	質問	回答
1	ベビーシッターに係る費用の全額を助成してもらえるのか。	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、 <u>保育サービス提供料のみ</u> で、入会金やキャンセル料等は含めません。
2	国や事業者のクーポンや福利厚生での割引を受けていても申請できるか。	助成します。割引を利用し、領収書等で割引を適用した後の料金であることが確認できない場合は、 <u>保育料からクーポン割引等の金額を除いて補助金を算定</u> します。 ※クーポンや福利厚生等の割引券等は併用できませんが、割引された金額は補助対象外です。なお、割引された金額は原則として保育料から差し引きます。(交通費に充てることはできません)
3	所得税・住民税の課税対象となるか。	令和3年度の税制改正により、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となり、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の補助金は非課税対象となりました。また、個人住民税についても適用されます。

4. ベビーシッターの利用について

No.	質問	回答
1	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助を受けるために、区役所で事前登録は必要か。	中野区への事前登録の必要はありません。サービスを利用した後、補助金の交付に必要な書類を子育て支援課子育てサービス係にご提出ください。
2	どの事業者を利用すればいいのか。	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者を利用した場合のみ補助対象です。
3	ベビーシッターを利用する際、注意すべき事項はあるか。	<p>①厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認してください。</p> <p>②事業者と契約する際は、必ず「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を活用したい旨を伝えてください。</p> <p>③ご利用時に、ベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受け取ってください。</p>

5. 補助金の申請について

No.	質問	回答
1	申請はどのようにしたらよいか。	<p>下記書類にご記入・押印をしてください。申請期間内に中野区子育て支援課子育てサービス係に郵送または窓口にてご提出ください。</p> <p>なお、不備や不足書類等がある場合にはご連絡差し上げ、再度ご提出をお願いする場合があります。ご不明な点は事前にお問い合わせください。</p> <p>【申請提出書類】</p> <p>①ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書</p> <p>②別紙利用内訳表</p> <p>③ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金請求書</p> <p>④受取口座を確認できる書類 （通帳やキャッシュカードの写し）</p> <p>※口座名義人が申請者と異なる場合は委任状が必要です。</p> <p>⑤ベビーシッター要件証明書</p> <p>⑥ベビーシッター事業者が発行した利用明細書</p> <p>⑦利用料の示された領収書（コピー化）</p> <p>【送付先】</p> <p>〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区子育て支援課子育てサービス係</p>